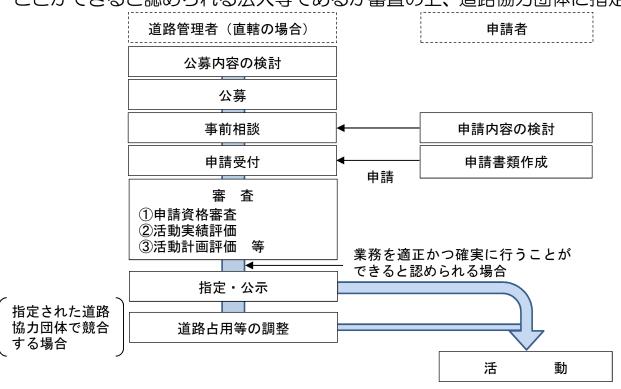


4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。 申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行う ことができると認められる法人等であるか審査の上、道路協力団体に指定します。



問合せ先(担当課名、電話番号)

HP https://www.kkr.mlit.go.jp/road/maintenance/kanri/index.html

近畿地方整備局 道路部 道路管理課 06-6942-1141